

近世神門郡乙立村における神職神楽（二） —神楽関係史料の翻刻と分析—

錦 織 稔 之

はじめに

前号に続き、江戸時代の神門郡乙立村（現出雲市乙立町）で執り行われた神楽関係史料を翻刻・分析する。これらの史料が伝え遺されていたのは出雲市下古志町に鎮座する比布智神社で、同社の神主は近世を通じて春日家が代々務めてきた。この比布智神社の氏下は下古志・上古志・芦渡・松枝の四か村に及び、これら四か村に鎮座する神社はすべて末社と位置付けられ、同社は「古志郷宗社」と認識されていた。春日家は「幣頭」に任じられ、これら古志郷四か村の他、大島・乙立の二か村も加えた六か村の諸社祠と神職を管掌下に置いていた。乙立村で行われた神楽関係史料が比布智神社に伝えられていたのは、以上のような歴史的背景からである。

前号では天明元年（一七八一）から文化十三年（一八一六）に至る期間の神楽役指帳を中心にその関連史料を取り上げたが、今号では文政元年（一八一八）から慶応三年（一八六七）までの期間のものを取り扱う。この期間の神楽役指帳は一五点あり、それらはすべて翻刻している。また、祝詞も一点遺されていたが、惣御崎式年神楽と遷宮祭での祝詞は前号で翻刻したものと特段の差違はなかったため、今号では祈願を目的とした神楽の祝詞を一点のみ翻刻した。その他、今号の期間では例格留帳や助勤神職への案内状などを確認できたため、むしろそれらを積極的に翻刻している。これら関係史料のおかげで、準備物や経費、関係者の人数や謝礼額など、当時の神楽の実態を説明する上での貴重な情報を多々手に入れることができた。

翻刻した神楽関係史料は、後掲「史料編」にまとめて掲載している。それらを順次活用しながら、江戸時代の乙立村で行われた神楽について、様々な角度から分析と考察を試みたい。

一 乙立村で行われた神楽について

（一）神楽の目的・構成について

今号で扱う文政元年（一八一八）から慶応三年（一八六七）に至る期間の内、確認できた神楽役指帳は一五点である。これら一五回については、演じられた神楽の具体的内容を詳細に把握することができる。ただし、この期間に神楽が行われたのはそれだけではなく、他の関係史料から少なくとも二〇回は行われたことが分かる。まずは、これら二〇回の神楽はいつ、何を目的に行われたのか。そして、一五回分の神楽役指帳から演じられた舞と演目を併せて一覧化したものが【表1】である。

まず初めに、神楽の目的を見ていくと、二〇回の内、一〇回は惣御崎式年神楽を目的とするものであった。前号のところで述べたが、宝暦十四年（一七六四）の「神門郡古志郷比布智社并末社幣下抱之社差出帳」（以下「宝暦差出帳」と略記）によると、惣御崎社はその時点で既に社殿はなく、小倉八幡宮の拝殿を借りて式年神楽が執り行われていた。⁽¹⁾ 同書には、それが「三年一度」十月九日を祭日として行われるとあるが、その後は必ずしもその通りの間隔ではなくなったようである。この惣御崎式年神楽の際には、「湯立神事」「七座神事」「祈禱行法三座」⁽²⁾「神能」「託

【表1】乙立村で行われた神楽(文政元年〈1818〉～慶応3年〈1867〉)

執行日	文政元年 (1818) 10月09日	文政03年 (1820) 10月09日	文政05年 (1822) 10月09日	文政06年 (1823) 10月22日	文政10年 (1827) 10月09日	天保03年 (1832) 10月09日	天保10年 (1839) 10月09日	天保14年 (1843) 10月09日	嘉永元年 (1848) 10月24日	嘉永02年 (1849) 10月25日
十二支	寅	辰	午	未	亥	辰	亥	卯	申	酉
目的	惣御崎式	惣御崎式	小倉遷宮	笈遷宮	惣御崎式	惣御崎式	惣御崎式	惣御崎式	小倉遷宮	笈遷宮
役指帳	○	○		○	○	○	○	○	○	○
祝詞			○	○		○			○	○
湯立神事	入申	入申		座鎮	入拍子	入拍子	入拍子	入拍子	入拍子	
	劔舞	劔舞		劔舞	劔舞	劔舞	劔舞	劔舞	劔舞	
	玉矛	玉矛		玉矛	玉矛	玉矛	玉矛	玉矛	玉矛	
	湯祝文	湯祝詞		諄辞	湯祝文	湯祝文	湯祝文	湯祝文	湯祝文	
	湯行	湯行		湯行	湯行事	湯行事	湯行事	湯行事	湯行	
七座神事	奉湯	奉湯		奉湯	奉湯	奉湯	奉湯	奉湯	奉湯	
	座鎮	座鎮		座鎮	座鎮	座鎮	座鎮	座鎮	座鎮	
	劔舞	劔舞		劔舞	劔舞	劔舞	劔舞	劔舞	劔舞	
	潮清目	潮清目		潮清目	潮清	清目	潮清目	潮清目	潮清目	
	御座	御座		御座	御座	御座	御座	御座	御座	
祈禱行法 三座	勸請	勸請		勸請	勸請	勸請	勸請	勸請	勸請	
	八乙女	八乙女		八乙女	八乙女	八乙女	八乙女	八乙女	八乙女	
	太祝詞	太祝詞		大諄辞	太諄辞	太諄辞	太諄辞	太諄辞	太諄辞	
	手草	手草		手艸	手艸	手艸	手艸	手艸	手艸	
	注連行事 悪广切	注連行事 悪广切		注連行 悪广切	悪广切 注連行	悪广切 注連行	悪广切 注連行事	悪广切 注連行事		
神能	弓行	弓行		弓行	弓行	弓鎮守	弓行事	弓行事		
	榊祭	榊祭		榊祭	山神祭	榊祭	山神祭	山神祭		
	式三番	式三番		式三番	式三番	式三番	式三番	式三番		
	切目	切目		切目	霧目	切目	霧目	霧目		
	弓八幡	佐田		佐田	荒神	弓八幡	荒神	荒神		
	荒神	荒神		荒神	八幡	荒神	八幡	八幡		
	佐田	恵比須		恵美酒	田村	恵美酒	田村	田村		
	田村	田村		田村	佐田	住吉	佐田	佐田		
	恵比須	住吉		住吉	恵比須	佐田	恵比須	恵比須		
	八戸	弓八幡		弓八幡	住吉	田村	住吉	住吉		
	三韓	三韓		三韓	三韓	八戸	三韓	三韓		
	住吉	八戸		八戸	八戸	三韓	八戸	八戸		
託宣	日御碕	日御碕		日御碕	日御碕	日御碕	日御碕	日御碕		
	神託	神託		神託	神宣	神託	神宣	神託		

執行日	嘉永04年 (1851) 10月21日	安政03年 (1856) 10月09日	安政04年 (1857) 10月09日	文久02年 (1862) 閏08月28日	文久02年 (1862) 10月03日	文久02年 (1862) 10月09日	元治元年 (1864) 10月09日	慶応元年 (1865) 08月29日	慶応03年 (1867) 08月28日	慶応03年 (1867) 10月09日
十二支	亥	辰	巳	戌	戌	戌	子	丑	卯	卯
目的	惣御崎式	祈願	疫神祭	祈願	八幡年祭	惣御崎式	惣御崎式	見田原神事	笈祭礼	惣御崎式
役指帳	○	○	○	○	○			○	○	
祝詞			○	○	○	○	○			○
湯立神事	入拍子									
	劔舞									
	玉矛									
	湯祝文									
	湯行事									
七座神事	奉湯									
	座鎮	座鎮	座鎮	座鎮	座鎮			座鎮	座鎮	
	劔舞	劔舞	劔舞	劔舞	劔舞			劔舞	劔舞	
	潮清目	潮清	潮清	潮清	潮清			潮清	潮清	
	御座	御座	御座	御座	御座			御座	御座	
祈禱行法 三座	勸請	勸請	勸請	勸請	勸請			勸請	勸請	
	八乙女	八乙女	八乙女	八乙女	八乙女			八乙女	八乙女	
	太祝詞	太祝詞	太祝詞	太祝詞	太祝詞			太祝詞	太祝詞	
	手艸	手艸	手艸	手草	手草			手草	手艸	
	悪广切 注連行事	悪广切			悪广切			悪广切	悪广切	
神能	弓行事									
	榊祭	榊祭	榊祭	榊祭	諏訪				榊祭	
	式三番	式三番	式三番	悪广切	榊祭				荒神	
	切目	荒神	荒神	切目	八幡				日御碕	
	荒神		切目	稻佐						
	八幡		三韓	八幡						
	天神		五行	日御碕						
	佐田		八戸							
	住吉		日御碕							
	三韓									
	八戸									
	天岩戸									
託宣	日御碕									
	神託									

※「惣御崎式」は惣御崎式年神楽、「小倉遷宮」は小倉八幡宮正遷宮、「笈遷宮」は笈権現社正遷宮、「八幡年祭」は小倉八幡宮千五百年祭の略。

※舞・演目等の名称は、誤記と思われるものも含め、史料の原文表記のままにしている。

宣」から成る五段構成の神楽が行われていた。演じられた舞と演目の詳細が明らか
な嘉永四年（一八五二）まで、すべてその構成で行われていたことが分かる。

他には、小倉八幡宮の遷宮で二回、笈権現社の遷宮でも二回、神楽が執り行わ
れている。前号の期間の寛政四年（一七九二）に行われた笈権現社の正遷宮では、神
楽は「湯立神事」と「七座神事」のみであったが、今号の期間の文政六年（一八二
三）の際には、五段構成の完全版で行われていた。この時の神楽には祝詞も遺され
ているが、惣御崎式年神楽と兼ねて行われた形跡は窺えない。このことから、遷宮
の神楽であっても五段構成の完全版で行われることはあったと見なすことができる。
ただし、嘉永元年（一八四八）の小倉八幡宮正遷宮の際の神楽では、やはり簡略化
された構成で行われている。

以上の惣御崎式年神楽と遷宮での神楽に加えて、今号の期間では新たに祈願を目
的とした神楽を多く確認できた。

安政三年（一八五六）の神楽（【史料10】）は、十月九日に執り行われていること
から、一見すると惣御崎式年神楽を思わせるが、小倉八幡宮で行われてはいるもの
の、個人が発願主となり、「村中安全」のために笈権現社・小倉八幡宮の両社に対
して願掛けがなされている。実際、「湯立神事」がなく、「祈禱行法三座」も〈悪戸
切〉のみ、「神能」もわずか三演目のみで、「託宣」も行われていない。

安政四年（一八五七）の神楽（【史料11】）も、実施日は十月九日で、小倉八幡宮
において行われているものの、目的は「疫神祭」と謳っている。ここでも「湯立神
事」「祈禱行法三座」はなく、「神能」も八演目のみで、「託宣」も行われていない。
文久二年（一八六二）閏八月二十八日の神楽（【史料12】）は、祝詞（【史料20】）
も併せて遺されたおかげで、これも個人が発願主の、祈願を目的とした神楽であつた
ことが明らかになった。直接的な願いは「流布諸疫^乃災難無久」という点にあるよ
うに読み取れ、この年に大流行した麻疹とコレラの消除を願うものだったと推測さ
れる。神楽の内容については、神楽役指帳には「御湯立」とあるが、実際には「七

座神事」が行われている。ここでも「湯立神事」は行われていない。「祈禱行法三
座」の〈悪戸切〉が「神能」として扱われているが、それを含めても「神能」はわ
ずか六演目である。「託宣」も行われていない。

同じ文久二年（一八六二）の十月三日には、小倉八幡宮の「御年祭」（千五百年
祭）として神楽が行われている（【史料13】）。ここでも神楽役指帳には「御湯立」
とあるものの、実際には「七座神事」が行われ、「湯立神事」は行われていない。
「祈禱行法三座」は〈悪戸切〉のみ、「神能」も三演目のみである。小倉八幡宮の
「御年祭」であるためか、最後のトリの演目は〈八幡〉が予定されていたようだが、
実際には順番が入れ替えられたようである。また、「託宣」も行われていない。

慶応元年（一八六五）の八月二十九日には、見田原組^{けんだはらぐみ}において「悪病退散」を祈
願するための神楽が行われている（【史料14】）。先と同様、「御湯立」とあるものの、
実際には「七座神事」が行われ、そして最後に強調した扱いで〈悪戸切〉が行われ
ている。「神能」と「託宣」は行われていない。

舞と演目についての具体的な概要については、前号において天明元年（一七八二）
時の神楽をもとに、一つ一つ解説を行った。そのため、今号は変化が見られた点、
および新たに加わった演目を中心に分析と考察を進めていく。

（二）「湯立神事」について

文政元年（一八一八）の神楽役指帳を例に挙げると、〈入申〉に次いで、〈劔舞〉
〈玉矛〉〈祝文〉〈湯行〉〈奉湯〉の五座が行われている。その後においては、舞の
呼称に異同はあるものの、舞自体に違いはなく、順序も一貫している。これら五座
から成る構成は前号同様であり、「湯立神事」は確固として定まっていたと見える。
前号同様、〈祝文〉と〈奉湯〉は神主が務めるものだったと見えるが、天保十年
（一八三九）以降は神主の江角家が不在のため、「社司名代」が充てられるなどして
代行が立てられている。

(三)「七座神事」について

文政元年（一八一八）の神楽役指帳を例に挙げると、〈座鎮〉に次いで、〈劔舞〉〈潮清目〉〈御座〉〈勧請〉〈八乙女〉〈太祝詞〉〈手草〉の七座が行われている。「七座神事」についても、その後、舞の呼称に異同はあるものの、舞自体に大きな違いはなく、順序も一貫している。ただし、安政三年（一八五六）の神楽では、四人で舞われるべき〈劔舞〉が二人で舞われている。また、安政三年（一八五六）と文久二年（一八六二）閏八月・十月の神楽では、〈手草〉の舞役が四人となっている。〈手草〉は一人舞の初段・二段と、二人舞の三段・四段で構成されるのが正式であり、舞役は六人となるべきものである。それが四人となると、おそらく一人舞の初段・二段と二人舞の三段で構成されていたと見える。惣御崎式年神楽ではなく、また遷宮でもない神楽ということで、簡略化された形で行われたと考えられる。

その他、特筆しておくこととして、〈潮清目〉の役は乙立村位智の田邊家が二度、巫女が一度務めている。特徴とも言えるこの配役は前号の期間同様だが、田邊家がこの役を務めるのは文政十年（一八二七）を最後に、それ以降は記録に見えない。

〈御座〉は、やはり適齡の男児がいれば舞わせる傾向があったことが窺える。

〈勧請〉は、副斎主的地位の者が務めるものであり、これもやはり神主か、またはその名代が務めている。

〈八乙女〉については、前号の期間では不明だった舞役の人数が、天保三年（一八三二）・嘉永四年（一八五二）・文久二年（一八六二）十月の神楽役指帳により、二人であったことが明らかとなった。このことは、【史料16・17・18・19】の関連史料からも裏付けられている。

〈太祝詞〉は幣頭の春日家が務めるものであり、本人不在の場合は、それ相應の格式である他の幣頭か一社立の神職が名代を務めている。

(四)「祈祷行法三座」について

文政元年（一八一八）の神楽役指帳を例に挙げると、〈注連行事〉〈悪戸切〉〈弓行〉の三演目で構成されている。その後、舞の呼称に異同があったり、順序も前後したりなどの相違はあるが、演目自体に大きな違いはないと思われる。

〈注連行事〉は、祝詞の奏上と天蓋引きが行われるものだが、その祝詞奏上役はやはり神主が務める慣わしだったと見える（神主不在の際はその名代）。

〈悪戸切〉については、先述した通り、文久二年（一八六二）閏八月の際には「神能」に位置付けられ、〈神祭〉の直後に行われている。これは〈神祭〉の跡役による悪切の舞を省くためだったのだろうか。もしくは、こういう構成の中から跡役が悪切の舞を舞うようになったという、その原型となる演出だったのかもしれない。

「祈祷行法三座」の順序には前後が見られると述べたが、それはあくまで〈注連行事〉と〈悪戸切〉の前後であり、〈弓行〉は常に三番目に演じられている。このことは前号の期間でも同様であり、要は天明元年（一七八一）から嘉永四年（一八五一）まで三座のトリで一貫している。これら三演目中でも最も演劇化され、「神能」的要素を多分に持つことも要因ではないだろうか。

(五)「神能」について

「神能」は最大二演目であることが意識されていたと見える。嘉永四年（一八五一）の際には、それまでになかった新たな二演目〈天神〉〈天岩戸〉が加わったが、その代わりに〈田村〉〈恵美須〉が行われず、一二演目で収められている。

特筆しておくこととして、まずは文政十年（一八二七）の神楽役指帳で、〈神祭〉に代わる名称として〈山神祭〉が用いられたことを指摘しておきたい。〈山神祭〉の表記は大原郡（現雲南市東部）で古くから用いられ、現在でも同地域を中心に多用されている。確認できるところでは、雲南市大東町須賀の須我神社に伝わる文政八年（一八二五）の「神能面寄進帳」に、「山神祭」と見えるのが初見ではないだ

ろうか。⁽³⁾それが、そこからそう下らない時期に神門郡でも使用されていたことは意外であった。この文政十年（一八二七）の神楽役指帳を記したのは神主江角惠喜頭（旧名権之少）だが、前号で扱ったところの、彼が若年であった寛政七年（一七九五）までの期間、神主代職を務め続けたのは、祖父である大原郡三代村（現雲南市加茂町三代）の古瀬上総であった。この古瀬家というのは大原郡四幣頭の一家で、同家の幣下に当たる社家が須我神社で行われた神楽に加わっていた記録がある。⁽⁴⁾そう考えると、〈山神祭〉という呼称を親戚の古瀬家を通じて江角惠喜頭が知り得たとしても不自然ではない。あくまで推測の範囲内ではあるが、可能性のあるつながりをここに記しておきたい。

〈式三番〉の「千歳」「三番」役について、適齢の男児や巫女がいれば舞わせる傾向があったことは前号でも指摘した。今号の期間でも、神楽役指帳の配役から同様の傾向を窺うことができ、加えて天保十年（一八三九）時の【史料16】に、「三番子・千歳子」の記載があることによって明確に裏付けられたと言える。しかし、その天保十年（一八三九）時には適齢の男児が見込めなかったようで、【史料17】で稗原村古瀬家の巫女に「千歳」役を依頼し、下古志村春日家の巫女には「三番」役を務めさせることにして、実際には、【史料6】の通り、「千歳」「三番」役のいずれをも巫女が務めることになったと見える。

〈切目〉では、前号の期間から引き続き「神」役を巫女が務め続けていたが、安政四年（一八五七）以降は男性神職に代わっている。

〈荒神〉で特筆しておくこととしては、安政三年（一八五六）の神楽役指帳に「經」「武」「建」の三役名が明記され、「經津主神」「武甕槌神」に立ち向かう役が「建御名方」であることが判明した点である。前号の期間では、寛政五年（一七九三）に宇那手村（現出雲市宇那手町）で書写された神楽台本（以下「寛政五年宇那手本」と略記）の記載をもとに、その立ち向かう役（「跡」）は「素戔鳴尊」であろうとしていた。それが、安政三年（一八五六）に至って「建御名方」に代わったこ

とが明確となった。二〇二三年に上梓した拙稿では、タケミナカタの登場初見を万延元年（一八六〇）の神楽台本「神能記」⁽⁷⁾所載の〈布津主〉にあるとしたが、それよりも四年遡ることになった。なお、その後の神楽役指帳では、安政四年（一八五七）の〈荒神〉・文久二年（一八六二）閏八月の〈稲佐〉・同年十月の〈諏訪〉・慶応三年（一八六七）の〈荒神〉と、すべてその役名は「建」と明記されている。

〈佐田〉については、前号の期間もそうであったが、今号の期間においても「神」役はすべて巫女が務めている。前号でも指摘した通り、そこから導き出されることは、この「神」は女神以外に考えられないということである。「寛政五年宇那手本」で「老人」が語る祭神の縁起や、「八百萬世の神乃父母われぞいゝて」という詞章から想定されてくるのは、まさに女神イザナミである。このことは単に「寛政五年宇那手本」に限ったことではなく、佐陀神能の正系本とされる明治十八年宮川本、同じく正系本とされる明治六年以前成立の中川本のいずれでも、この詞章の文言は異ならない。おそらく、モデルとなった能の〈大社〉において、この「神」に相当するのが「十羅刹女」であることから、〈佐田〉が創作される際にも「神」は忠実に女神として設定され、イザナミが充てられたのではないだろうか。

本項の冒頭でも触れたように、嘉永四年（一八五一）の際には、新たな演目として〈天神〉が演じられている。この演目が所載されている江戸時代の神楽台本となると、出雲国内に限れば、享和四年（一八〇四）の「神能集巻」⁽⁸⁾と嘉永二年（一八四九）の「出雲神代神楽之巻」⁽⁹⁾、それに年紀はないが、大土地神楽保存会神楽方に伝わる神楽台本（以下「大土地台本」と略記）⁽¹⁰⁾の三冊が挙げられる。配役は「万太良等」「万大」「菅良等」「菅公」の四役。三冊の神楽台本を参考に補足すると、「万太良等」（「伴大納言郎等」）、「万大」（「伴大納言」）、「菅良等」（「菅丞相郎等」）、「菅公」（「菅丞相」）となる。三冊を比較すると、筋立てが似通っているのは「神能集巻」と「大土地台本」である。「神能集巻」は、元は出雲郡下直江村（現出雲市斐川町直江）の金築中津が所持していた神楽台本を書写したものであるから、相

共通するのは当然とも言えるだろう。ただし、配役の記載には差違があり、「神能集巻」が「時平」「天神」と記すのに、「大土地台本」は「万大」「菅公」と、嘉永四年（一八五二）神楽役指帳の通りに表記する。さて、新たな演目でもあるので、「神能集巻」所載の〈天神〉を参照しつつ、簡潔に筋立てを記しておきたい。讒言により筑紫へ流された「菅公」が、「菅良等」を引き連れて都へ上る。そうする内に、「万大」（伴大納言）と思しき者が現れる。「菅公」が「伴大納言^ニハなきか」と問うと、その者は「ばんしやう^{（番匠）}候」と応える。互いに歌を掛け合う内に、「万大」は正体を現し、両者戦いとなる。郎等同士の戦いもあり、最後は「菅公」が「万大」を切り従える。

嘉永四年（一八五二）の際には、もう一つ新たな演目として〈天岩戸〉が演じられている。この演目が所載されている江戸時代の神楽台本となると、神門郡内に限っても、寛政十年（一七九八）の「神能 大蛇・磐戸」^{（1）}、文化六年（一八〇九）以前成立の宇那手村田邊政辰の手になる神楽台本の二点がある。ただし、後者には奏仁の詞章のみしか記されていない。先述した年代不詳の「大土地台本」にも掲載されているし、また、出雲郡の神楽台本を底本とする享和四年（一八〇四）の「神能集巻」にも掲載されている。さて、嘉永四年（一八五二）の神楽役指帳に話を戻すと、舞手となる配役は「天照」「思兼」「熊人」「鈿女」「兒屋根」「太玉」「糠戸」「明玉」「手力」の九役である。これらの役が登場する筋立てとなると、「神能 大蛇・磐戸」と「大土地台本」が関連しそうである。なお、前者では「熊人」が登場せず、後者では「糠戸」が登場しない。尤も、この神楽役指帳は幣頭春日左近が作成していることから、同家所蔵の「神能 大蛇・磐戸」が参照されたであろうことは十分考えられる。同書を軸にして、「大土地台本」で補いつつ簡潔に筋立てを記す。まず最初に「思兼」が現れる。「大土地台本」によれば、「思兼」に付き添う形で「熊人」も現れる。「思兼」は、素戔鳴尊の暴挙に堪り兼ねて天照太神が天窟に隠れることになった経緯を語る。「思兼」による神集いの呼び掛けに応じ、「兒屋根」「太玉」

「糠戸」「明玉」「鈿女」「手力」が順々に現れる。「大土地台本」にはこの後の動きが詳しく、四神による剣舞があり、次いで「鈿女」が舞い、「兒屋根」と「太玉」による連れ舞があった後、「兒屋根」が祝詞を奏上するとある。そして、遂には「手力」（手力雄）の手引きにより、「天照」が鏡を携えてその御姿を現すという展開であったと見える。なお、「乙立村惣御碕社夜神楽諸用例格留帳」^{（【史料19】）}以下「嘉永例格留帳」と略記）によると、「大工老役／岩戸の道具拵之」とある。大工が関わったとなると、さぞや立派な岩戸が製作されたことであろう。

安政四年（一八五七）の神楽では、これも新演目として〈五行〉が行われている。配役は「東」「南」「西」「北」「中」「思」の六役で演じられている。この演目が所載されている江戸時代の神楽台本となると、出雲国内に限れば、嘉永二年（一八四九）「出雲神代神楽之巻」の〈五龍王子〉と、万延元年（一八六〇）「神能記」の〈五行〉、それに「大土地台本」の〈五行〉が挙げられる。前の二冊では「思」に当たる役を「塩筒」としているのに対し、「大土地台本」ではこの神楽役指帳同様に「思兼神」である。そのため、「大土地台本」を参照しつつ、簡潔に筋立てを記しておきたい。まずは「東」の神が現れ、春三月を司ると述べる。次いで「南」の神が夏三月を、「西」の神が秋三月を、「北」の神が冬三月を司ると順々に述べる。そして四神が剣舞を舞っていると、そこへ埴安神が割って入る。この神が「中」に当たるだろう。「中」の神は自分に司る季節がないことを訴え、争いが始まる。そのような中に「思」（思兼神）が仲裁に入り、四神が司る季節からそれぞれ一八日ずつを割かせ、総計七十二日を「中」に与える。これにより各神いずれもが七十二日ずつを司ることになり、五神が掌を合わせて一年を守護することになったと説く展開である。

なお、この〈五行〉だが、承応二年（一六五三）頃成立の『懷橘談・上巻』に、松江城下で演じられていた神楽の中に〈王子立〉として記されていることから、古くから存在した演目と見なされてきた。佐陀神能では演じられないため、近世初期

に佐陀大社の神楽改革によって消し去られた演目と指摘される向きもあった。⁽¹³⁾しかし、出雲国内でのこの〈五行〉を確認できるのは、先に触れた嘉永二年（一八四九）成立の「出雲神代神楽之巻」の〈五龍王子〉が最も早く、実際に演じられたことを神楽役指帳等で確認できるのも、翌嘉永三年（一八五〇）に大原郡諏訪村（現雲南市大東町須賀）須我神社で演じられた〈五行〉が初見となる。⁽¹⁴⁾それに次ぐのが安政二年（一八五五）に飯石郡原田村（現出雲市佐田町原田）風水大明神（現風土神社）で演じられた記録で、乙立村で〈五行〉が演じられた安政四年（一八五七）というのはその次に当たる。出雲神楽の演目としては後発の部類と見なさざるを得ず、おそらく邑智郡の〈五龍主〉か備後国の〈五行〉をもとに、この頃に創作されたのではないだろうか。そうであれば、『懷橘談・上巻』に見える〈王子立〉は現行〈五行〉の直接的なルーツではなく、陰陽五行説には基づくものの、演目とは言えない、何らかの神事だったと考えざるを得ない。「七座神事」でも「能」でもない、「其外王子立なんといふ事」という書き振りに、改めて注視する必要があるであろう。

（六）「託宣」について

前号の期間同様、惣御崎式年神楽の際には必ず「託宣」が行われている。先述の通り、文政六年（一八二三）の笈権現社正遷宮の際にも「託宣」は行われていた。「託宣」の配役はすべて「神」と「神主」の二役で、前号で考察したように、「神」は神懸かって神託を発する役、「神主」は「神」を神懸かせて神託を伺う役であっただろう。天保十四年（一八四三）と嘉永四年（一八五一）の神楽役指帳には、「神託」が明示されているものの、配役は記されていない。天保十年（一八三九）の【史料16】には、「志貫文 御神託之礼」と記されているのに対し、嘉永四年（一八五二）の「嘉永例格留帳」【史料19】にはその記載がないことから、実際には行われなかったのかもしれない。前号の期間の文化七年（一八一〇）から今号の天保三年（一八三二）に至るまでの八回は、「神主」役を同社神主の江角家が務め

ており、この役は神主が務めるべきものとの認識があったように窺える。天保十年（一八三九）の際には名代を立てたものの、その後も神主江角家の不在が続く中で、「託宣」を執り行うことが見合わせられたとも考えられる。

（七）運営的側面について

前号の期間には遺されていなかったものに、例格留帳や案内状がある。これら関連史料が遺されていたことにより、当時の神楽がどのように準備され、運営されていたのが詳らかになった。

【史料16】は、天保十年（一八三九）に行われた惣御崎式年神楽の一月前に、「須久茂塚」こと幣頭春日家が乙立の村方宛てに出した書状である。これにより、「此方」つまり幣頭春日家側が用意する準備物と、村方が用意すべきものの分担が読み取れる。助勤神職（寄社家）への謝礼の記述もあり、神職には一人六百文、神子へは四百文だったと見える。「託宣」役には特別な手当があったようで、その役二人に五百文ずつの計志貫文が用意されていた。もちろん時代による変化はあり、「嘉永例格留帳」【史料19】と照らし合わせることで、相場の変化が読み取れる。

助勤神職の案内については、「神主名代」を務める春日上総介（二部村八幡宮神主）と春日貞見（下古志村天神社神主）が連名でしたためた案内状【史料17】を、村方の責任において持ち回ったと見える。このやり方は嘉永四年（一八五一）の際にも引き継がれており、【史料19】の十月十三日の記録から確認できる。

神楽に不可欠な道具類についての記述は特に注目しておきたい。「乙立村夜神楽御神飾調控」【史料18】と「嘉永例格留帳」【史料19】から読み取れるが、御幣や神、切飾り、さらには弓矢、長刀、それに「日御崎 船」や「恵比須の舞鯛」なども手作りで拵えている。それに対し、面や衣裳などの「神能道具」については損料を計上し、借用することを前提としている。文政十年（一八二七）か天保三年（一八三二）の惣御崎式年神楽の際に江角恵喜頭が記した「乙立村惣御崎夜神楽入

用留帳荒々意覚」(比布智神社文書一五一五)には、次のように記されている。

一 神能道具宮有来り 但、損し有之候得ハ此度ヨリ不残上朝山ハ借用可申事
一 注連行事祝文借用、是も上朝山江頼可申事

右神能道具借用損料ハ壹貫五百文程与覚居申候

ここから、もともとは宮に「神能道具」があったことを確認できる。ただし、損傷している物があれば上朝山村(現出雲市朝山町)から借用すべしとあり、〈注連行事〉用の祝詞も同村から借りていたと見える。それが嘉永四年(一八五二)になると、【史料19】に記されているように、悉皆松寄下村(現出雲市松寄下町)の嘉助から借りたとある。松寄下村には面屋尾添家という貸面屋が存在し、明治時代以降手広く営業していたことは知られていた⁽¹⁶⁾。今回、同家墓所を訪ね、「天性院彫屋良巧居士/俗名丹治」通稱嘉助/安政七年九月六日亡」と刻む墓碑を確認した。嘉助とは尾添嘉助のことであり、同家が貸面業を営んでいたのが嘉永四年(一八五二)まで遡ること、そして神職神楽組をも顧客としていたことが明らかになった。その他、〈式三番〉の三番叟に関わる道具は所原村(現出雲市所原町)から借りたとある。実際、同村の小野権現社(現富能加神社)には「千歳將束」三番装束「三番面」が存在したことが、嘉永二年(一八四九)の遷宮行列帳から確認できる⁽¹⁷⁾。もう一つ注目しておきたいのが、【史料19】の次の記述である。

右手草餅壹つ・御飯少し・神酒、此三品を手草之節、村役人中四人ハ先江御本社ノ前掾ニ而頂戴有之、それら今岡・曾田兩人ハ拝殿舞座ニて頂戴、それより今岡・曾田兩人ハ手草之時、幣を持也

これは「七座神事」の〈手草〉の際に、村役人中四人は本社の前縁で、今岡・曾田の兩人は拝殿舞座にて、餅・飯・神酒の三品を頂く儀式があったことを記している⁽¹⁸⁾。かつて奥飯石では〈手草〉の際に「天照の肴」と呼ばれる盃事の儀式が行われており、先にも触れた嘉永二年(一八四九)の「出雲神代神楽之巻」にもその記述が見える。「此はやしの間ニ願主・村役人・社家・神子等盃有る也」というものだ

が、まさにこれと同様の儀式が神門郡でも行われていたのである。大原郡でも〈二柱〉ないし〈手草二柱〉として行われていたことを確認できるが、〈手草〉に伴って行われる儀式として、かつては広い範囲で行われていたことが明らかになった。

二 乙立村での一連の神楽に関係した神職について

乙立村で行われた、文政元年(一八一八)から慶応三年(一八六七)までの神楽に関係した神職についてまとめておきたい。それを示したのが【表2】である。

前号でも触れたが、幣頭春日家の幣下は三野瀬家・天神春日家・江角家の三家しかなく、その江角家にしたところで本拠の大津村の神主としては荻原八幡宮宇多川家の幣下になってしまふ。そのような事情もあったからであろう、他の幣頭の幣下神職を多数招請することにより神楽を執り行っている。なお、その招請に当たった案内内状が【史料17】として遺されているが、依頼に当たっては所属する幣頭の承諾を得る必要はなかったようで、直接その幣下神職とやり取りがなされている。

乙立村での神楽に参集した神職の居村は、西端は多岐村(現出雲市多伎町多岐)、北端は里方村(現出雲市里方町)、東端は出雲郡神庭村(現出雲市斐川町神庭)、南端は飯石郡宮内村(現出雲市佐田町須佐)にまで及んでいる。これは神門郡と出雲郡の大部分が収まる範囲であり、この範囲の神職は一緒に舞い演じることができるほど同一の神楽を保持していたことになる。延享元年(一七四四)の出雲大社遷宮における神楽でも、神門郡と出雲郡の神職は共に舞っていたが、その傾向は前号の期間でも続き、そして今号が示した幕末に至るまで変わらなかったことが分かる。

また、郡を越えて飯石郡宮内村からも助勤の神職が加わっていたことに注目したい。同村は単に郡が異なるだけでなく、杵築大社の触下ではない、一社一令の格式を備えた須佐大宮(現須佐神社)のお膝元であるという点が他所と異なる。助勤に加わった板垣家は須佐大宮の下社家であり、須佐國造家の管掌下にあった。ただ、先述した飯石郡原田村の風水大明神での神楽の際に、神門郡や出雲郡の神職が多数

近世神門郡乙立村における神職神楽（二）
 ー神楽関係史料の翻刻と分析ー

【表 2】乙立村で行われた神楽に関係した神職

文政元年(1818)の惣御崎式年神楽に関係した神職		
神職等の姓名	本務社	備考
春日主税	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
江角權(之)少	神門郡大津村(現出雲市大津町)／八幡宮(現阿須利神社)	「神主」「社司」、本務社は萩原幣下
田辺岩次	神門郡乙立村(現出雲市乙立町)	位智、比布智幣下
花田真澄	神門郡馬木村(現出雲市馬木町)／熊野權現社(現熊野神社)	朝山幣下
金本和民	神門郡上朝山村(現出雲市朝山町)／雲井瀧權現(現朝山神社)	朝山幣下
金本躬喜エ(衛)	〃	〃
金本圓司	〃カ	〃カ
古瀬求馬	神門郡稗原村(現出雲市稗原町)／星宮明神・市森神社(現市森神社)	朝山幣下
宇多川浮津	神門郡矢野村(現出雲市矢野町)／矢野神社(現八野神社)	朝山幣下
田辺壽恵	神門郡宇那手村(現出雲市宇那手町)／久奈為神社熊野權現・八幡宮(現火守神社)	矢尾天王幣下
板木備前	神門郡里方村(現出雲市里方町)／伊勢宮(現高濱神社)	矢尾天王幣下
糸賀大内蔵	神門郡三部村(現出雲市湖陵町三部)／八幡宮	神西幣下
春日式部	神門郡二部村(現出雲市湖陵町二部)／八幡宮(現阿弥神社)	神西幣下
春日千代太	〃	〃
石原内記	神門郡久村(現出雲市多伎町久村)／國村神社	神西幣下
春日左進	神門郡大池村(現出雲市湖陵町大池)／彌久賀神社	神西幣下
文政3年(1820)の惣御崎式年神楽に関係した神職		
春日主税	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
江角權少	神門郡大津村(現出雲市大津町)／八幡宮(現阿須利神社)	「神主」「社司」、本務社は萩原幣下
当所神子・アリ	神門郡乙立村(現出雲市乙立町)	比布智幣下
田辺政美	神門郡所原村(現出雲市所原町)／小野權現社(現富能加神社)	朝山幣下
花田真澄	神門郡馬木村(現出雲市馬木町)／熊野權現社(現熊野神社)	朝山幣下
馬木神子・アリ	〃	〃
金本和民	神門郡上朝山村(現出雲市朝山町)／雲井瀧權現(現朝山神社)	朝山幣下
金本躬木恵	〃	〃
古瀬満穂	神門郡稗原村(現出雲市稗原町)／星宮明神・市森神社(現市森神社)	朝山幣下
古瀬求馬	〃	〃
糸賀大内蔵	神門郡三部村(現出雲市湖陵町三部)／八幡宮	神西幣下
春日式部	神門郡二部村(現出雲市湖陵町二部)／八幡宮(現阿弥神社)	神西幣下
春日千代太	〃	〃
石原内記	神門郡久村(現出雲市多伎町久村)／國村神社	神西幣下
春日左進	神門郡大池村(現出雲市湖陵町大池)／彌久賀神社	神西幣下
飯塚權(之)頭	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	一社立
文政6年(1823)の笠権現社正遷宮での神楽に関係した神職		
春日主税	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
江角權少	神門郡大津村(現出雲市大津町)／八幡宮(現阿須利神社)	「神主」「社司」、本務社は萩原幣下
アリ・アリ・阿里	神門郡乙立村(現出雲市乙立町)	「当位智」、比布智幣下
田辺政美	神門郡所原村(現出雲市所原町)／小野權現社(現富能加神社)	朝山幣下
花田真澄	神門郡馬木村(現出雲市馬木町)／熊野權現社(現熊野神社)	朝山幣下
花田仲恵	〃	〃
アリ・アリ・阿里	〃	「馬木村位智」、朝山幣下
金本造酒	神門郡上朝山村(現出雲市朝山町)／雲井瀧權現(現朝山神社)	朝山幣下
古瀬求馬	神門郡稗原村(現出雲市稗原町)／星宮明神・市森神社(現市森神社)	朝山幣下
宇多川浮津	神門郡矢野村(現出雲市矢野町)／矢野神社(現八野神社)	朝山幣下
田辺安恵	神門郡宇那手村(現出雲市宇那手町)／久奈為神社熊野權現・八幡宮(現火守神社)	矢尾天王幣下
板木美濃	神門郡里方村(現出雲市里方町)／伊勢宮(現高濱神社)	矢尾天王幣下
糸賀武太夫(輔)	神門郡三部村(現出雲市湖陵町三部)／八幡宮	神西幣下
春日久米之介	神門郡二部村(現出雲市湖陵町二部)／八幡宮(現阿弥神社)	神西幣下
石原内記	神門郡久村(現出雲市多伎町久村)／國村神社	神西幣下
飯塚權頭	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	一社立
文政10年(1827)の惣御崎式年神楽に関係した神職		
春日主税	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」「幣司」
江角恵喜頭	神門郡大津村(現出雲市大津町)／八幡宮(現阿須利神社)	「神主」「社司」、本務社は萩原幣下
田辺元衛	神門郡乙立村(現出雲市乙立町)	位智、比布智幣下
田辺正美	神門郡所原村(現出雲市所原町)／小野權現社(現富能加神社)	朝山幣下
花田真澄	神門郡馬木村(現出雲市馬木町)／熊野權現社(現熊野神社)	朝山幣下
花田益保	〃	〃
金本造酒	神門郡上朝山村(現出雲市朝山町)／雲井瀧權現(現朝山神社)	朝山幣下
古瀬求馬	神門郡稗原村(現出雲市稗原町)／星宮明神・市森神社(現市森神社)	朝山幣下
宇多川浮津	神門郡矢野村(現出雲市矢野町)／矢野神社(現八野神社)	朝山幣下
宇多川真壽恵	〃	〃
田辺安恵	神門郡宇那手村(現出雲市宇那手町)／久奈為神社熊野權現・八幡宮(現火守神社)	矢尾天王幣下
鳥屋尾静	神門郡中荒木村(現出雲市大社町中荒木)／恵美須神社	西園妙見幣下
春日久米介	神門郡二部村(現出雲市湖陵町二部)／八幡宮(現阿弥神社)	神西幣下
石塚和泉	出雲郡神立村(現出雲市斐川町併川)／神立大明神(現万九千神社・立虫神社)	出西八幡幣下
尾上	(未確定)	
天保3年(1832)の惣御崎式年神楽に関係した神職		
春日主税	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
江角恵喜頭	神門郡大津村(現出雲市大津町)／八幡宮(現阿須利神社)	「神主」「社司」、本務社は萩原幣下
当位智・アリ	神門郡乙立村(現出雲市乙立町)	比布智幣下
田辺(邊)正美	神門郡所原村(現出雲市所原町)／小野權現社(現富能加神社)	朝山幣下
花田真澄	神門郡馬木村(現出雲市馬木町)／熊野權現社(現熊野神社)	朝山幣下
花田位智・アリ	〃	〃
金本造酒	神門郡上朝山村(現出雲市朝山町)／雲井瀧權現(現朝山神社)	朝山幣下
古瀬求馬	神門郡稗原村(現出雲市稗原町)／星宮明神・市森神社(現市森神社)	朝山幣下
古瀬宮門	〃	〃
古瀬多仲	神門郡野尻村(現出雲市野尻町)／大歳神社	朝山幣下
田辺(邊)對馬	神門郡宇那手村(現出雲市宇那手町)／久奈為神社熊野權現・八幡宮(現火守神社)	矢尾天王幣下
鳥屋尾静	神門郡中荒木村(現出雲市大社町中荒木)／恵美須神社	西園妙見幣下
春日久米輔	神門郡二部村(現出雲市湖陵町二部)／八幡宮(現阿弥神社)	神西幣下
石塚和泉	出雲郡神立村(現出雲市斐川町併川)／神立大明神(現万九千神社・立虫神社)	出西八幡幣下
富輔	(未確定)	
天保10年(1839)の惣御崎式年神楽に関係した神職		
春日主税	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
宇田川市正	神門郡萩原村(現出雲市萩原町)／萩原八幡宮(現川跡神社)	「幣頭名代」、幣頭
春日上総(總)介	神門郡二部村(現出雲市湖陵町二部)／八幡宮(現阿弥神社)	「神主(社司)名代」、神西幣下
春日貞見	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／天神社(現天満宮)	比布智幣下
同人伊智・アリ	〃	〃
田邊正美	神門郡所原村(現出雲市所原町)／小野權現社(現富能加神社)	朝山幣下
古瀬宮門	神門郡稗原村(現出雲市稗原町)／星宮明神・市森神社(現市森神社)	朝山幣下
稗原伊智・アリ	〃	〃
古瀬多仲	神門郡野尻村(現出雲市野尻町)／大歳神社	朝山幣下
花田真澄	神門郡馬木村(現出雲市馬木町)／熊野權現社(現熊野神社)	朝山幣下
金本造酒	神門郡上朝山村(現出雲市朝山町)／雲井瀧權現(現朝山神社)	朝山幣下
田邊對馬	神門郡宇那手村(現出雲市宇那手町)／久奈為神社熊野權現・八幡宮(現火守神社)	矢尾天王幣下
板木美濃	神門郡里方村(現出雲市里方町)／伊勢宮(現高濱神社)	矢尾天王幣下
春日近江(美)	神門郡大池村(現出雲市湖陵町大池)／彌久賀神社	神西幣下
石塚播磨	神門郡常松村(現出雲市常松町)／八幡宮(現常世神社)	

天保14年(1843)の惣御崎式年神楽に關した神職

神職等の姓名	本務社	備考
春日主祝	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」「幣頭神主」
春日左總(總)	神門郡二部村(現出雲市湖陵町二部)／八幡宮(現阿弥神社)	「神主(社司)名代」、神西幣下
春日貞見	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／天神社(現天満宮)	社司の「名代」、比布智幣下
春日壹(壹)岐	〃	〃
春日房之助	〃	〃
田邊丹後	神門郡所原村(現出雲市所原町)／小野権現社(現富能加神社)	朝山幣下
古瀬宮門	神門郡稗原村(現出雲市稗原町)／星宮明神・市森神社(現市森神社)	朝山幣下
古瀬多仲	神門郡野尻村(現出雲市野尻町)／大歳神社	朝山幣下
金本造酒	神門郡上朝山村(現出雲市朝山町)／雲井瀧権現(現朝山神社)	朝山幣下
田邊對馬	神門郡宇那手村(現出雲市宇那手町)／久奈為神社熊野権現・八幡宮(現火守神社)	矢尾天主幣下
板木讃岐	神門郡里方村(現出雲市里方町)／伊勢宮(現高濱神社)	矢尾天主幣下
錦田常陸	出雲郡神立村(現出雲市斐川町併川)／神立大明神(現万九千神社・立虫神社)	出西八幡幣下
飯塚筑後	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	一社立

嘉永元年(1848)の小倉八幡宮正遷宮での神楽に關した神職

春日左近	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
飯塚筑後	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	幣頭の「名代」、一社立
春日貞見	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／天神社(現天満宮)	「社司名代」、比布智幣下
春日壹岐	〃	〃
春日房之輔	〃	〃
アリ	〃	「壹岐女房」、比布智幣下
アリ	神門郡乙立村(現出雲市乙立町)	「乙立富之助妹」、比布智幣下
田辺正美	神門郡所原村(現出雲市所原町)／小野権現社(現富能加神社)	朝山幣下
古瀬多仲	神門郡野尻村(現出雲市野尻町)／大歳神社	朝山幣下
宇多川兵庫(輔)	神門郡矢野村(現出雲市矢野町)／矢野神社(現八野神社)	朝山幣下
田辺對馬	神門郡宇那手村(現出雲市宇那手町)／久奈為神社熊野権現・八幡宮(現火守神社)	矢尾天主幣下
板木讃岐	神門郡里方村(現出雲市里方町)／伊勢宮(現高濱神社)	矢尾天王幣下

嘉永4年(1851)の惣御崎式年神楽に關した神職

春日左近	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」「幣頭神主」
宇田川信	神門郡萩原村(現出雲市萩原町)／萩原八幡宮(現川跡神社)	幣頭の「代」、幣頭
飯塚右門	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	「祭主」、一社立
飯塚主計	〃	〃
阿理・アリ・位智	神門郡乙立村(現出雲市乙立町)	「富之助母」、比布智幣下
春日貞見	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／天神社(現天満宮)	比布智幣下
春日壹岐	〃	〃
(春日)房之助	〃	〃
春日恒之進	〃	〃
阿理・アリ・神子	〃	「壹岐女房」、比布智幣下
春日左總	神門郡二部村(現出雲市湖陵町二部)／八幡宮(現阿弥神社)	神西幣下
錦田常陸	出雲郡神立村(現出雲市斐川町併川)／神立大明神(現万九千神社・立虫神社)	出西八幡幣下
和田守加賀	出雲郡羽根村(現出雲市斐川町三絡)／波知神社	出西八幡幣下
錦織土佐	出雲郡神庭村(現出雲市斐川町神庭)／八幡宮(現神代神社)	出西八幡幣下
吉岡能登	出雲郡上庄原村(現出雲市斐川町上庄原)／御碕神社	福富八幡幣下
花田豊後	出雲郡富村(現出雲市斐川町富村)／富神社	一社立

安政3年(1856)の笈権現社・小倉八幡宮祈願神事での神楽に關した神職

春日左近	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
春日壹(壹)岐	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／天神社(現天満宮)	「社司代」、比布智幣下
春日貞見	〃	比布智幣下
春日恒之進	〃	〃
錦田常陸	出雲郡神立村(現出雲市斐川町併川)／神立大明神(現万九千神社・立虫神社)	出西八幡幣下
飯塚右門	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	一社立
飯塚美濃	〃	〃

安政4年(1857)の小倉八幡宮夜神祭での神楽に關した神職

春日左近	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
春日壹岐	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／天神社(現天満宮)	「社司代」、比布智幣下
春日恒之進	〃	比布智幣下
後藤山城	神門郡多岐村(現出雲市多伎町多岐)／三社明神(現多伎神社)	神西幣下
和田守加賀	出雲郡羽根村(現出雲市斐川町三絡)／波知神社	出西八幡幣下
吉岡能登	出雲郡上庄原村(現出雲市斐川町上庄原)／御碕神社	福富八幡幣下
飯塚右門	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	一社立
(飯塚)美濃	〃	〃
板垣若狭	飯石郡宮内村(現出雲市佐田町須佐)／須佐神社	須佐下社家

文久2年(1862)の笈権現社・小倉八幡宮開願神事での神楽に關した神職

春日左近	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
春日壹(壹)岐	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／天神社(現天満宮)	比布智幣下
春日伊豫	〃	〃
後藤山城	神門郡多岐村(現出雲市多伎町多岐)／三社明神(現多伎神社)	神西幣下
後藤周防	〃	〃
錦田宮内	出雲郡神立村(現出雲市斐川町併川)／神立大明神(現万九千神社・立虫神社)	出西八幡幣下
飯塚右門	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	一社立

文久2年(1862)の小倉八幡宮御年祭での神楽に關した神職

春日左近	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
春日壹(壹)岐	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／天神社(現天満宮)	「社司代」、比布智幣下
春日伊豫	〃	比布智幣下
古志神子	〃	〃
乙立神子	神門郡乙立村(現出雲市乙立町)	〃
後藤山城	神門郡多岐村(現出雲市多伎町多岐)／三社明神(現多伎神社)	神西幣下
吉岡能登	出雲郡上庄原村(現出雲市斐川町上庄原)／御碕神社	福富八幡幣下
飯塚美濃	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	一社立

慶応元年(1865)の見田原組祈願神事での神楽に關した神職

春日左近	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	「幣頭」
宇田川磨吉登	神門郡萩原村(現出雲市萩原町)／萩原八幡宮(現川跡神社)	幣頭の「名代」、幣頭
春日壹岐	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／天神社(現天満宮)	比布智幣下
春日伊豫	〃	〃
金本大隅	神門郡天神村(現出雲市天神町)／天満宮	朝山幣下
金本美作	(未確定)	〃
後藤周防	神門郡多岐村(現出雲市多伎町多岐)／三社明神(現多伎神社)	神西幣下
錦田宮内	出雲郡神立村(現出雲市斐川町併川)／神立大明神(現万九千神社・立虫神社)	出西八幡幣下
飯塚美濃	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	一社立

慶応3年(1867)の笈権現社祭礼での神楽に關した神職

春日左近	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／比布智神社	幣頭
飯塚美濃	出雲郡北嶋村(現出雲市斐川町名島)／若宮神社	「名代」、一社立
春日壹岐	神門郡下古志村(現出雲市下古志町)／天神社(現天満宮)	比布智幣下
春日伊豫	〃	〃
春日兵部	〃 力	〃 力
後藤山城	神門郡多岐村(現出雲市多伎町多岐)／三社明神(現多伎神社)	神西幣下
錦織大炊	出雲郡神庭村(現出雲市斐川町神庭)／八幡宮(現神代神社)	出西八幡幣下
板垣相模	飯石郡宮内村(現出雲市佐田町須佐)／須佐神社	須佐下社家

※いずれの回の神楽にも巫女(「神子」「アリ」「阿里」などと表記)は加わっているが、どの神職家の妻女か不明なものは載せていない。

※文政6年・嘉永元年の神楽に加わった巫女は、それぞれ「笈権現正遷宮行利記」(比布智1089)・「乙立小倉社正遷宮記録」(比布智196)から判明した。

加わっていたことから、須佐大宮管掌下の神職との交流についてはある程度想定はされていた。今回の事例により、招かれるケースだけでなく、招く側にもなっていたことが明らかとなり、より緊密な両者の関係が浮かび上がってきたと言える。

おわりに

今回、乙立村で執り行われた文政元年（一八一八）から慶応三年（一八六七）までの神楽役指帳を中心に、その関連史料をも含めて、この地域の神楽の有り様について分析と考察を行った。最後にその要点をまとめておきたい。

まずは神楽の目的である。前号の期間では惣御崎式年神楽と遷宮での神楽しか確認できなかったが、今号の期間では祈願を目的とした神楽を多数確認でき、それぞれの目的に応じて神楽の構成が異なっていたことを明らかにすることができた。

「祈禱行法三座」は、祈願を目的とした臨時の神楽においては略される傾向が強かったものの、〈悪戸切〉のみは連綿と行われ続けていた。現行の神楽においても、「七座神事」の中に組み込まれるなどして、多く演じられ続けている。

「神能」では、〈荒神〉におけるタケミナカタの確実な登場初見が、安政三年（一八五〇）にまで遡ったことを指摘した。その直前の嘉永四年（一八五一）以前の神楽役指帳ではすべて「跡」としか記載されていなかったものが、この安政三年（一八五〇）以降は一転してすべての神楽役指帳に「建」と明記されることになる。現時点では変わり目となる時期を指摘するのが精一杯だが、それがなぜこの時期だったのか、今後その理由や背景を解き明かすことを課題としていきたい。

〈天神〉〈天岩戸〉〈五行〉という、以前には行われなかった演目が新たに演じられたことにも触れた。その筋立てを確認する際には、「大土地台本」の記述が大きい参考となった。同台本には成立年代を示す記載がなく、よって江戸時代の神楽を考える際にこれを活用することは差し控えていたが、今回の分析を通して、この地域の幕末期における神楽の実態に即した内容であったことを強く思い知らされた。

以前、出雲市宇那手町の塩野家文書を分析・考察した際にも触れたことだが、今号でも〈山神祭〉の呼称や〈五行〉の伝播について考察を進めていくと、江戸時代後期から幕末期にかけ、大原郡方面からの影響というものを感じずにはいられなかった。〈山神祭〉にしろ〈五行〉にしろ、現時点ではあくまで先行事例が大原郡にあるに過ぎないのだが、宇那手村に続いて乙立村においてもそのような傾向が見られたことにより、俄然先の論拠が強まったと言えるだろう。後年、明治二十年頃に須我神社の諏訪量太郎が創作した〈茅の輪²²〉が、神門郡方面に広く普及し、定着していった事例などを併せ考えると、十分考えられ得ることではないだろうか。

また、今号の特色と言えば、やはり運営的側面を明らかにした豊富な関連史料の存在であろう。神楽を実施するに当たったの段取りや準備物、謝礼の相場、そして「神能道具」の借用先まで明らかになった意義は大きい。とりわけ、松寄下村の尾添家による貸面業が嘉永四年（一八五一）にまで遡り、神職神楽組をも顧客としていた事実が特筆すべき成果であろう。

二号にわたり、乙立村における神職神楽の実態を、比布智神社に伝え遺された史料群を分析することで考察を試みた。同一村内における神楽役指帳が、天明元年（一七八一）から慶応三年（一八六七）までの八六年間、実に二四点も現存し、それと併せて、祝詞や例格留帳、案内状などの関連史料も多数遺されていた意義は大きい。これらの史料群を通して、神楽の具体的内容はもちろんのこと、運営的側面に至るあらゆる角度からの考察が可能になった。今後、他地域の神楽との比較研究を進めていく上で、今回詳らかになった乙立村での実例の数々は、近世神職神楽の神門・出雲両郡における典型例として、必ずや欠かせないものとなるに違いない。

付記・謝辞

本稿は、島根県古代文化センターテーマ研究「出雲神楽の研究」（平成三十年度（令和三年度））の研究成果の一部である。

本稿執筆に当たっては、研究の趣旨を理解し、史料の公開にご快諾頂いた比布智神社宮司野上雄護様、また、史料の寄託先である島根県立図書館資料情報課長大野浩様から多大なご協力を賜りました。ここに記して感謝の意を表します。

註

- (1) 嘉永四年（一八五二）の惣御崎式年神楽の際は、席割りで向名組が不満を申し立てたことから、森原の川原で行うことになったと見える【史料19】。
- (2) 「七座神事」と「神能」の間に行われる三演目については、それらをまとめる呼称を史料から見出せないため、共通する厄除け祈禱の趣旨をもとに仮にそう呼ぶ。
- (3) 『出雲神楽の研究』（古代文化センター、二〇一三年）、史料編「史料8」
- (4) 文政二年（一八一九）の「宝物開帳御神事式配役」（須我神社蔵）によれば、古瀬家の幣下神職三人が参加して「神能」を演じている。面坪紀久「出雲国における神能の執行形態について——十九世紀の大原郡を事例として——」（『出雲神楽の研究』（前掲）、一四一～一四二頁）
- (5) 田邊政辰著。拙稿「宇那手火守神社社家 塩野家文書について——神楽関係史料の翻刻と分析——」（『出雲神楽の研究』（前掲）、所収）
- (6) 前掲「宇那手火守神社社家 塩野家文書について」、一〇八頁
- (7) 大原郡上久野村（現雲南市大東町上久野）の勝部豊後正著。『大原神職神楽』（古代文化センター、二〇〇〇年）、所収
- (8) 仁多郡湯村（現雲南市木次町湯村）の勝部壹岐著。前掲『出雲神楽の研究』、史料編「史料44」
- (9) 飯石郡畑村（現雲南市掛合町波多）の勝部肥後守著。勝部月子『出雲神楽の世界』（慶友社、二〇〇九年）、および、中上明「奥飯石神職神楽古台本『出雲神代神楽之巻』翻刻と考察」（『中国地方各地の神楽比較研究』（古代文化センター、二〇〇九年）、所収）
- (10) 『大土地神楽』（古代文化センター、二〇〇三年）、所収
- (11) 比布智神社の春日易重著。拙稿「出雲市域における近世神職神楽の実例」（『中国地方各地の神楽比較研究』（前掲）、所収）
- (12) 前掲「宇那手火守神社社家 塩野家文書について」、所収
- (13) 石塚尊俊『西日本諸神楽の研究』（慶友社、一九七九年）、三八一頁
- (14) 前掲『出雲神楽の研究』、史料編「史料20」

- (15) 牛尾三千夫『神楽と神がかり』（名著出版、一九八五年）、二三六～二三九頁
- (16) 石塚尊俊「三、民俗資料」（『出雲市の文化財——出雲市文化財調査報告第二集——』（出雲市教育委員会、一九五六年）、五四頁、および、藤原宏夫「出雲市の神楽面・衣裳について——出雲市大津町、林木屋資料を事例として——」（『山陰の暮らし・信仰・芸能』（山陰民俗学会、二〇一九年）、八〇～八二頁）
- (17) 嘉永二年（一八四九）の「所原・見々句両村氏神小野神社 嘉永二年西十月七日建立正遷宮行烈記」（富能加神社宮司田邊京二氏蔵）
- (18) 嘉永二年（一八四九）の「笈権現棟札写」（比布智神社文書一三二五—一〇）等から、「村役人中四人」とは庄屋と年寄三名を指し、「今岡・曾田兩人」とは「宮座持」を代々世襲する両家の当主を指すと思われる。
- (19) 前掲『出雲神楽の世界』、三八～四四頁、および、前掲「奥飯石神職神楽古台本『出雲神代神楽之巻』翻刻と考察」、二〇一～二〇二・二〇三～二〇四頁
- (20) 前掲『大原神職神楽』、一一五～一一六・一六八・一九九頁
- (21) 拙稿「出雲大社延享遷宮の祭儀——神門・出雲両郡の社家による「清々神楽」を中心に——」（『出雲神楽の研究』（前掲））
- (22) 清水眞三郎「神能の由来」（『島根県神職会要報』三三三号（島根県神職会、一九一四年）、前掲『出雲神楽の研究』、史料編「史料40」）

[illegible]

近世神門郡乙立村における神職神楽（二）
一神楽関係史料の翻刻と分析一

一柳舞	宇多川浮津	一式三番	右頭	武太史 ^⑤	一三韓	武内	安惠
金本造酒	花田真澄	千右	内記	美濃	高神子	アリ	造酒
板木美濃	美濃	翁	アリ	求馬	新百	政美	造酒
田辺安惠	仲惠	三	真澄	求馬	大蛇	久米之介	内記
花田仲惠	政美	跡	阿利	武太史 ^⑤	素姥	真澄	アリ
一勸請	当神主	一切目	跡	神	一八戸	姥	アリ
一八乙女	アリ	大臣	政美	真澄	一日御碕	神	真澄
一大諄辭	春日主税	老人	権頭	求馬	小	権頭	政美
門生	江角權少	龍	浮津	安惠	小	政美	内記
右	糸賀武太夫	神	阿里	内記	鬼女	内記	権少
左	古瀬求馬	奏	権頭	武太史 ^⑤	神託	神主	権少
一手艸	春日久米之介	神	久米之介	内記	成就御神楽	右齋祀尊敬然也	神
以上	糸賀武太夫	大臣	美濃	久米之介	文政六年癸未	神在月廿二日	神主
一注連行	江角權少	將軍	求馬	久米之介	江角權少（印）	幣頭	春日主税（印）
一惡广切	金本造酒	跡	浮津	安惠	幣頭	春日主税（印）	幣頭
中	東方内記	相	浮津	安惠	幣頭	春日主税（印）	幣頭
一弓行	南方政美	跡	浮津	安惠	幣頭	春日主税（印）	幣頭
地	西方真澄	神	浮津	武太史 ^⑤	幣頭	春日主税（印）	幣頭
一柳祭	北方權頭	大臣	求馬	内記	幣頭	春日主税（印）	幣頭
神	安惠	相	造酒	内記	幣頭	春日主税（印）	幣頭
跡	造酒	神功	権頭	権頭	幣頭	春日主税（印）	幣頭
地	浮津	神功	権頭	権頭	幣頭	春日主税（印）	幣頭

【史料4】

〔年代〕 文政十年（一八二七）

〔名称〕 乙立村惣御碕社夜神楽正定

〔様式〕 横帳、縦一三・二cm×横三七・五cm

〔番号〕 比布智（一五二三）

一柳舞	宇多川浮津	一式三番	右頭	武太史 ^⑤	一三韓	武内	安惠
金本造酒	花田真澄	千右	内記	美濃	高神子	アリ	造酒
板木美濃	美濃	翁	アリ	求馬	新百	政美	造酒
田辺安惠	仲惠	三	真澄	求馬	大蛇	久米之介	内記
花田仲惠	政美	跡	阿利	武太史 ^⑤	素姥	真澄	アリ
一勸請	当神主	一切目	跡	神	一八戸	姥	アリ
一八乙女	アリ	大臣	政美	真澄	一日御碕	神	真澄
一大諄辭	春日主税	老人	権頭	求馬	小	権頭	政美
門生	江角權少	龍	浮津	安惠	小	政美	内記
右	糸賀武太夫	神	阿里	内記	鬼女	内記	権少
左	古瀬求馬	奏	権頭	武太史 ^⑤	神託	神主	権少
一手艸	春日久米之介	神	久米之介	内記	成就御神楽	右齋祀尊敬然也	神
以上	糸賀武太夫	大臣	美濃	久米之介	文政六年癸未	神在月廿二日	神主
一注連行	江角權少	將軍	求馬	久米之介	江角權少（印）	幣頭	春日主税（印）
一惡广切	金本造酒	跡	浮津	安惠	幣頭	春日主税（印）	幣頭
中	東方内記	相	浮津	安惠	幣頭	春日主税（印）	幣頭
一弓行	南方政美	跡	浮津	安惠	幣頭	春日主税（印）	幣頭
地	西方真澄	神	浮津	武太史 ^⑤	幣頭	春日主税（印）	幣頭
一柳祭	北方權頭	大臣	求馬	内記	幣頭	春日主税（印）	幣頭
神	安惠	相	造酒	内記	幣頭	春日主税（印）	幣頭
跡	造酒	神功	権頭	権頭	幣頭	春日主税（印）	幣頭
地	浮津	神功	権頭	権頭	幣頭	春日主税（印）	幣頭

【本文】

乙立村惣御碕社夜神楽正定

湯立七座御神事

夜神楽神役正定

入拍子

一柳舞

花田真澄

宇多川真壽恵

石塚和泉

田辺正美

一玉矛

花田益保

一湯祝文

社司

一湯行

古瀬求馬

一奉湯

社司

座鎮

古瀬求馬

一柳舞

宇多川浮津

鳥屋尾静

春日久米介

田辺安惠

一柳舞	宇多川浮津	一式三番	右頭	武太史 ^⑤	一三韓	武内	安惠
金本造酒	花田真澄	千右	内記	美濃	高神子	アリ	造酒
板木美濃	美濃	翁	アリ	求馬	新百	政美	造酒
田辺安惠	仲惠	三	真澄	求馬	大蛇	久米之介	内記
花田仲惠	政美	跡	阿利	武太史 ^⑤	素姥	真澄	アリ
一勸請	当神主	一切目	跡	神	一八戸	姥	アリ
一八乙女	アリ	大臣	政美	真澄	一日御碕	神	真澄
一大諄辭	春日主税	老人	権頭	求馬	小	権頭	政美
門生	江角權少	龍	浮津	安惠	小	政美	内記
右	糸賀武太夫	神	阿里	内記	鬼女	内記	権少
左	古瀬求馬	奏	権頭	武太史 ^⑤	神託	神主	権少
一手艸	春日久米之介	神	久米之介	内記	成就御神楽	右齋祀尊敬然也	神
以上	糸賀武太夫	大臣	美濃	久米之介	文政六年癸未	神在月廿二日	神主
一注連行	江角權少	將軍	求馬	久米之介	江角權少（印）	幣頭	春日主税（印）
一惡广切	金本造酒	跡	浮津	安惠	幣頭	春日主税（印）	幣頭
中	東方内記	相	浮津	安惠	幣頭	春日主税（印）	幣頭
一弓行	南方政美	跡	浮津	安惠	幣頭	春日主税（印）	幣頭
地	西方真澄	神	浮津	武太史 ^⑤	幣頭	春日主税（印）	幣頭
一柳祭	北方權頭	大臣	求馬	内記	幣頭	春日主税（印）	幣頭
神	安惠	相	造酒	内記	幣頭	春日主税（印）	幣頭
跡	造酒	神功	権頭	権頭	幣頭	春日主税（印）	幣頭
地	浮津	神功	権頭	権頭	幣頭	春日主税（印）	幣頭

社司指図ヲ以

田辺元衛

一潮清 金本造酒 | 一御座 | 社司 | 一勸請 | 社司 | 一八乙女 | アリ | 幣頭 | 春日主税 | 一太諄辭 | 宇多川真壽恵 | 石塚和泉 | 古瀬求馬 | 花田真澄 | 田辺正美 | 花田益保 | 金本造酒 | 一惡广切 | 社司 | 一注連行 | 真澄 | 求馬 | 益保 | 正美 | 静和泉 | 浮津 | 地 | 中央 | 浮津 | 神 | 和泉 | 跡 | 浮津 | 一山神祭 | 求馬 | 造酒 | 地 | 造酒 | 左 | 求馬 | 頭取 | 右 | 真澄 | 正美 | 大 | アリ | 安惠 | 翁 | 千歳 |

翁	新羅	百齊	高麗	神子	神主	皇后	武内	神	奏	神	相	大臣	龍神	老人	大臣	跡	里人	將軍	神	相	大臣	跡	神	神	奏	跡	神	奏	三番	
真澄	浮津	造酒	安惠	アリ	求馬	和泉	静	浮津	安惠	静	和泉	安惠	益保	アリ	正美	求馬	造酒	久米介	真澄	造酒	久米介	真壽恵	静	益保	真壽恵	久米介	真澄	アリ	正美	尾上
【表紙】																														
乙立村惣御碕社夜神楽正定																														
【史料】																														
(年代) 天保三年 (一八三二) (名称) 乙立村惣御碕社夜神楽正定 (様式) 横帳、縦一三・二cm×横 三七・四cm (番号) 比布智 (一四九六)																														
一八戸 姫 あり 蛇 奏 素 求馬 造酒 正美 安惠 一日御碕 神 大鬼 久米介 求馬 益保 真壽恵 静 一神宣 神主 神 惠喜頭 浮津 以上 成就御神楽 右斎祀尊敬然也 于時 文政十天 丁亥神在月九日 神主 江角惠喜頭 (印) 幣司 春日主税																														
【本文】																														
湯立御神事 一入拍子 鳥屋尾静 一劔舞 古瀬求馬 古瀬多仲 石塚和泉 田辺正美 一玉矛 古瀬多仲 一湯祝文 社司 一湯行事 古瀬宮門 一奉湯 社司 以上 七座御神事 一座鎮 田辺對馬 一劔舞 花田真澄 春日久米輔 古瀬宮門 金本造酒 一清目 金本造酒 一御座 古瀬求馬 一勧請 社司 一八乙女 当位智 花田位智 一太諄辞 門生 江角惠喜頭 春日主税 古瀬宮門																														
惣祓																														
一弓八幡 宮人 求馬 造酒 一荒神 神 奏 正美 求馬 久米輔 静 一惠美酒 神 宮人 大臣 真澄 久米輔 静 一注連行 社司 久米輔 宮門 静 真澄 正美 和泉 一弓鎮守 西南東弓 真澄 静 宮門 久米輔 一神祭 跡 神 地 中 北 西 南 東 弓 司 造酒 多仲 對馬 一式三番 頭 左 笛 地 跡 神 跡 神 地 中 北 西 南 東 弓 司 造酒 多仲 對馬 一切目 跡 神 奏 三 翁 千 大 右 頭 左 笛 地 跡 神 跡 神 地 中 北 西 南 東 弓 司 造酒 多仲 對馬																														
一三韓 神 新 百 高 神子 神主 功后 大蛇 奏 素 姥 姫 翁 跡 里人 將軍 龍 神 老人 大臣 神 奏 神 宮人 大臣 跡 神 神 奏 神 宮人 求馬 造酒 正美 真澄 求馬 静 アリ 宮門 對馬 和泉 多仲 久米輔 造酒 和泉 真澄 阿里 對馬 宮門 造酒 求馬 久米輔 靜 久米輔 真澄 正美 求馬 造酒																														

近世神門郡乙立村における神職神楽（二）
一神楽関係史料の翻刻と分析一

大鬼 多仲	一日御碕 小 真澄	小 宮門	小 造酒	鬼女 求馬	一神託 神主 社司 造酒	成就御神楽	天保三壬辰十月九日	神主 江角惠喜頭 幣頭 春日主税	【史料6】	〔年代〕 天保十年（一八三九） 〔名称〕 乙立村惣御碕社夜神楽正定 〔様式〕 横帳、縦一三・一cm×横三七・四cm 〔番号〕 比布智（一五二六）	【表紙】 天保十己亥神在月九日 乙立村惣御碕社夜神楽正定	【本文】 乙立村惣御碕之社 湯立七座御神事 夜神楽神役正定	入拍子 古瀬宮門	田邊對馬 古瀬多仲 石塚播磨 金本造酒	一銀舞 金本造酒
一玉矛 春日近江	一湯祝文 社司名代 春日上總介	一湯行 板木美濃	一奉湯 以上 社司	七座御神事	座鎮 花田真澄	一劍舞 板木美濃 古瀬多仲 金本造酒 古瀬宮門	一潮清目 春日近江	一御座 金本造酒		一勸請 社司	一八乙女 アリ	一太諄辞 幣頭名代 左春日上總介 宇田川市正 右春日貞見 諸社家中	惣禊	一手舄 石塚播磨 板木美濃 田邊對馬 花田真澄 田邊正美	一惡广切 金本造酒
一注連行事 社司名代 春日上總介	一弓行事 北 春日近江 西 多仲 南 宮門 東 播磨	一山神祭 神 多仲 對馬	一三韓 高麗 神主 神子 皇后 武内 對馬	一住吉 神 奏 美濃 對馬	一佐田 龍 神 對馬 老人 阿利 大臣 多仲	一霧目 神 奏 播磨 阿利 真澄	一荒神 神 神 奏 多仲 近江 播磨 宮門	一八幡 大臣 正美 上總介 神 造酒	一田村 將軍 相 宮門 跡 造酒						
右齊祀尊敬然也 于時天保十年 己亥神在月九日 幣頭 春日主税	所原 田邊正美 稗原 古瀬宮門 野尻 古瀬多仲 宇那手 田邊對馬 上朝山 金本造酒 馬木 花田真澄 里方 板木美濃 常松 石塚播磨 大池 春日近江 式部 春日貞見 天神社司 春日貞見 同人 伊智 稗原 伊智	一八戸 翁 奏 正美 真澄 阿利 播磨 蛇 多仲 素 上總介	一神宣 神主 春日近江 金本造酒	成就御神楽											
【史料7】	〔年代〕 天保十四年（一八四三） 〔名称〕 乙立村惣御碕神明夜神楽 〔様式〕 横帳、縦一三・一cm×横三七・三cm 〔番号〕 比布智（一五二四）	【表紙】 天保十四 癸卯神在月九日 乙立村惣御碕神明夜神楽 役配正定	【本文】 口上 急申上候、短日ニ御座候故、手廻し之ために 神事役配正定記相認												

置候間、各様宣布様 被仰合、不当之詛らも 御座候ハ、幾重にも御差拔 被成遣、御相談を以御勤 可被下候様、御頼申度早々、以上 神在月九日 春日壹岐 春日上総 御出勤 社家中様 乙立村惣御碁之社 湯立七座御神事 夜神楽役配正定	入拍子 春日貞見	一劔舞 古瀬多仲 飯塚筑後 錦田常陸 板木讃岐 田邊丹後 一玉矛 田邊丹後 一湯祝文 社司名代 春日上総 一湯行事 田邊對馬 一奉湯 春日貞見 以上 七座御神事 座鎮 金本造酒 古瀬宮門 田邊丹後 春日壹岐 金本造酒 一潮清目 錦田常陸	一御座 春日貞見 代同房之助 一勸請 一八乙女 一太諄辭 惣禊 （惣） 左春日主税 幣頭神主 春日主税 右春日貞見 諸社家中 初 古瀬宮門 二 春日壹岐 三 田邊丹後 四 田邊對馬 春日上総	一惡广切 金本造酒 一注連行事 神主名代 春日上総 一弓行事 東 宮門 南 壹岐 西 多仲 北 筑後 中 讃岐 黃 對馬 神 多仲 跡 壹岐 一山神祭 地 造酒 笛 對馬 左 上総 頭取 多仲 一式三番 大 右 壹岐	翁 千歳 宮門 アリ 三番 房之助 一霧目 奏 丹後 阿リ 一荒神 奏 貞見 筑後 讃岐 跡 多仲 筑後 造酒 一八幡 大臣 多仲 跡 相 將軍 一田村 相 壹岐 常陸 筑後 跡 龍 神 老人 相 上総 讃岐 一佐田 大臣 對馬 阿リ 造酒 一惠比須 大臣 多仲 筑後 宮門 一住吉 奏 讚岐 筑後 對馬 神 武内 神功 神主 神子 高麗 百濟 一三韓 讚岐	新羅 上総 奏 丹後 筑後 阿リ 常陸 壹岐 蛇 素 姥 姫 翁 奏 新羅 一八戸 神 大鬼 小鬼 小鬼 小 小 小 一神託 成就御神楽 右齋祀尊敬然也 于時天保十四年 癸卯神在月九日 幣頭 春日主税 所原 田邊丹後 稗原 古瀬宮門 野尻 古瀬多仲 上朝山 金本造酒 宇那手 田邊對馬 神立村 錦田常陸 北嶋 飯嶋筑後 里方 板木讃岐 式部 春日主税 天神社司 春日貞見 同名壹岐 同	【史料8】 〔年代〕 嘉永元年（一八四八） 〔名称〕 神門郡乙立村八幡宮正遷 宮御神事正定 〔様式〕 横帳、縦一三・一 cm×横 三七・二 cm 〔番号〕 比布智（一一一三） 【表紙】 神門郡乙立村八幡宮正遷宮御神事正定 神門郡乙立村 小倉八幡宮正遷宮 御神事正定 入拍子 田邊正美 田邊對馬 古瀬多仲 春日壹岐 宇多川兵庫 一劔舞 古瀬多仲 春日壹岐 一玉矛 板木讃岐 一祝文 社司名代 春日貞見 一湯行 田邊正美 一奉湯 春日貞見 以上 一御飯殿 動座加持 幣頭 惣禊 （惣） 春日左近 飯塚筑後 諸社家中
---	-------------	--	--	--	---	---	---

—神楽関係史料の翻刻と分析—

成就御神楽 右斎祝尊敬然也	七座御神事	座鎮	一弓行事	一住吉
嘉永元年 戊申十月二十四日	一釵舞	春日壹岐 飯塚右門 錦田常陸 和田守加賀 錦織土佐	導師 西 中 黃	奏 神 神后 武内 神主
【史料9】	【年代】嘉永四年（一八五一） 【名称】乙立村惣御碕神明夜神楽 役配正定 【様式】横帳、縦一三・一cm×横 三七・四cm 【番号】比布智（一五一四）	一潮清目 飯塚主計 一御座 春日恒之進 一勸請 春日壹岐 一八乙女 神子 伊智 一八祝詞 幣頭神主 春日左近 代字田川信 門神 貞見 惣禊 諸社家中 一手艸 飯塚右門 花田豊後 春日貞見 飯塚主計 一恵广切 錦田常陸 一注連行事 隨神 祭主 飯塚右門 土佐 隨神 貞見 東 常陸 壹岐 南 加賀 北	千 翁 三 大 脇 頭 脇 一式三番 跡 神 神 跡 神 奏 跡 一切目 奏 跡 經 武 跡 一荒神 大臣 相 一八幡 萬良等 菅良等 菅公 大臣 老神 一佐田 龍	上總 豊後 右門 能登 壹岐 能登 常陸 豊後 主計 土佐 アリ 壹岐 神 貞見 右門 上總 アリ 豊後 右門 壹岐 大 加賀 能登 土佐 豊後 常陸 主計 土佐 アリ 壹岐 神 貞見 右門 上總 アリ 豊後 右門 壹岐 奏 土佐 アリ 豊後 右門 壹岐 蛇 素 姥 姫 翁 奏 新羅 百濟 高麗 神子 神主 武内 神后 神 奏 神 加賀 右門 貞見 上總 アリ 豊後 主計 加賀 神 貞見 右門 加賀 奏 神 加賀 右門

[illegible]

—神楽関係史料の翻刻と分析—

[illegible]

御座	春日兵部	〔年代〕 天保十年（一八三九） 〔名称〕 此方々御調もの 〔様式〕 切継紙、縦一三・〇cm×横一〇八・〇cm 〔番号〕 比布智（一五一五） 〔備考〕 年代不詳の「乙立村惣御崎夜神楽入用留帳荒々意覚」に糊付け。	千歳子 此礼六百文	〔年代〕 天保十年（一八三九） 〔名称〕 惣御崎式年神楽案内状 〔様式〕 切継紙、縦一四・七cm×横九四・七cm 〔番号〕 比布智（一五二八）	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
一勸請	春日壹岐		一老貫文 御神託之礼 一四百文 前日方手伝社家へ之礼 社家兩人	〔包紙の裏〕 天保十年 己亥	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
一八乙女	神子		一寄社家中人足 老人ニ付百文位可被差出、惣方振合ニ御坐候へハ御相談」之事	〔包紙の表〕 各様 春日貞見 春日上総介 神用	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
一太祝詞	門生 伊豫 春日左近 名代 飯塚美濃 門生 相模		此祝儀	〔包紙の裏〕 天保十年 己亥	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
一手艸	後藤山城 春日壹岐 飯塚美濃 春日伊豫 錦織大炊 板垣相模		一蠟燭 一御神酒 式升 一中折 惣束 内五帖差出し 一ござ 惣枚 一白木綿 式壽 一御供米 散米とシテ 一注連の苧縄 十尋 一御飯 一残三貫三百文 夜神楽式諸飾り料 先例之通	〔包紙の貼紙〕 案内順 所原 稗原 野尻 宇那手 上朝山 馬木 里方 大池 〆右之外相済	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
一惡广切	春日伊豫		一蠟燭 一御神酒 式升 一中折 惣束 内五帖差出し 一ござ 惣枚 一白木綿 式壽 一御供米 散米とシテ 一注連の苧縄 十尋 一御飯 一残三貫三百文 夜神楽式諸飾り料 先例之通	〔包紙の貼紙〕 案内順 所原 稗原 野尻 宇那手 上朝山 馬木 里方 大池 〆右之外相済	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
一神祭	神 相模 跡 壹岐		一蠟燭 一御神酒 式升 一中折 惣束 内五帖差出し 一ござ 惣枚 一白木綿 式壽 一御供米 散米とシテ 一注連の苧縄 十尋 一御飯 一残三貫三百文 夜神楽式諸飾り料 先例之通	〔包紙の貼紙〕 案内順 所原 稗原 野尻 宇那手 上朝山 馬木 里方 大池 〆右之外相済	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
一荒神	神 美濃 同 伊豫 建 大炊		一蠟燭 一御神酒 式升 一中折 惣束 内五帖差出し 一ござ 惣枚 一白木綿 式壽 一御供米 散米とシテ 一注連の苧縄 十尋 一御飯 一残三貫三百文 夜神楽式諸飾り料 先例之通	〔包紙の貼紙〕 案内順 所原 稗原 野尻 宇那手 上朝山 馬木 里方 大池 〆右之外相済	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
日御碕	神 壹岐 跡 山城		一蠟燭 一御神酒 式升 一中折 惣束 内五帖差出し 一ござ 惣枚 一白木綿 式壽 一御供米 散米とシテ 一注連の苧縄 十尋 一御飯 一残三貫三百文 夜神楽式諸飾り料 先例之通	〔包紙の貼紙〕 案内順 所原 稗原 野尻 宇那手 上朝山 馬木 里方 大池 〆右之外相済	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
成就御神楽			一蠟燭 一御神酒 式升 一中折 惣束 内五帖差出し 一ござ 惣枚 一白木綿 式壽 一御供米 散米とシテ 一注連の苧縄 十尋 一御飯 一残三貫三百文 夜神楽式諸飾り料 先例之通	〔包紙の貼紙〕 案内順 所原 稗原 野尻 宇那手 上朝山 馬木 里方 大池 〆右之外相済	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
慶応三 卯八月廿八日			一蠟燭 一御神酒 式升 一中折 惣束 内五帖差出し 一ござ 惣枚 一白木綿 式壽 一御供米 散米とシテ 一注連の苧縄 十尋 一御飯 一残三貫三百文 夜神楽式諸飾り料 先例之通	〔包紙の貼紙〕 案内順 所原 稗原 野尻 宇那手 上朝山 馬木 里方 大池 〆右之外相済	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
			一蠟燭 一御神酒 式升 一中折 惣束 内五帖差出し 一ござ 惣枚 一白木綿 式壽 一御供米 散米とシテ 一注連の苧縄 十尋 一御飯 一残三貫三百文 夜神楽式諸飾り料 先例之通	〔包紙の貼紙〕 案内順 所原 稗原 野尻 宇那手 上朝山 馬木 里方 大池 〆右之外相済	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日氏 同 神子 次第不序御用捨 二啓、九日夕方御湯立神事」御執行被下、夜二入次第、七座」御神事ニ御取懸り被下候様、御手配御出勤之程、奉侍候、以上
			一蠟燭 一御神酒 式升 一中折 惣束 内五帖差出し 一ござ 惣枚 一白木綿 式壽 一御供米 散米とシテ 一注連の苧縄 十尋 一御飯 一残三貫三百文 夜神楽式諸飾り料 先例之通	〔包紙の貼紙〕 案内順 所原 稗原 野尻 宇那手 上朝山 馬木 里方 大池 〆右之外相済	田邊正美様 古瀬宮門様 同 神子殿 古瀬多仲様 田邊對馬様 金本造酒様 花田真澄様 板木美澄様 石塚播磨様 春日近江様 式部村春日氏 下古志春日

一 御座 壹数	一 八乙女神 貳	一 手草神 貳	一 注連 貳 （切） 此分貳部方持参	造化付	五色幣を四角へ付ル事	一 東西南北 切形	此分貳部方持参	一 弓矢 貳通り	一 一切目打ばち 貳本	一 打杖 三本	一 長刀 壹本	一 鉾 老本	一 三かんの幡 五本	一 田村幡 壹本	一 日御碕 船	一 恵比須の舞鯛	一 千道百之道	一 湯立場飾り	本社之右式間四方	高幣 四本	柳 四本	注連縄 拾貳尋	一 鳥居之注連 貳尋	一 拝殿之廻りしめ 拾貳尋	一 拝殿飾り 五色幣 五本
【史料19】																									
〔年代〕	嘉永四年（一八五二）	〔名称〕	乙立村惣御碕社夜神楽諸	用例格留帳	〔様式〕	横帳 縦一三・三 cm×横 三七・四 cm	〔番号〕	比布智（一五二七）																	
【表紙】																									
乙立惣御碕社夜神楽 諸用例格留帳																									
嘉永四 辛亥年																									

十月廿一日	北嶋村 飯塚主計様	式部村 春日上総様	〇神楽頭番 原組	今度にて「廻り相済」候よし	嘉永四 辛亥年十月廿一日	乙立惣御碕神	夜神楽諸用記	十月七日 老岐参	乙立長兵衛方老岐当書状到来、	当月廿一日「格年夜神楽執行」仕	度候間、此段すくも塚江宜「奉頼	候旨	同十三日	乙立老岐方へ飛脚之者「罷越、	惣方雇社家中へ廻状」持参為仕候	よし、老岐義社司「替り何角手配	候事	一筆啓上仕候、午時分寒冷相成候	処、被成御揃、弥御堅勝被成、御	神務「珍重不斜奉存候、然者来ル廿	一日」乙立村、於「惣御碕神、夜神	楽」執行仕度奉存候間、午御太義	御出勤被下候様、奉頼候、時分柄	御繁用ニ御入可被成候得共、御差拔	を以御出勤之程奉待候、且前々「之	通、御町嚙ニ御神事式御勤」被下候	様、氏子共よりも厚御頼申上候、	右為御案内、如此御座候、恐惶謹言	十月十三日 春日老岐	北嶋村 飯塚右門様	出勤可仕候	花押	神立村 錦田常陸様	富村 花田豊後様	上庄原 吉岡能登様	羽根村 和田守加賀様	神庭村 錦織土佐様
-------	-----------	-----------	----------	---------------	--------------	--------	--------	----------	----------------	-----------------	-----------------	----	------	----------------	-----------------	-----------------	----	-----------------	-----------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	-----------------	------------------	------------	-----------	-------	----	-----------	----------	-----------	------------	-----------

立冬十月廿二日入	十五日	〇老岐義、山王社祭祀ニ罷越候序立	寄、右書状持参返す、惣方共無	間違「出勤有之候よし	〇位智富之助罷越、廿一日ニハ神楽	御座候よし、何角万々宜奉頼」と	申述	十九日 天氣宜 午刻後曇る	〇老岐義、乙立へ何角手配用意有	之、今日方罷越、今夜より北嶋	村之「右門も手伝ニ乙立へ被罷越	候」よし	老岐持参候もの	〇箱折 拾五枚	〇中折紙 五帖	〇青紙 拾枚	〇赤紙 拾枚	〇天保十四 癸卯年正定	〇黄紙 七枚	〇火打角はくら付木共ニ	右相渡ス	〇左近差合有之、私出勤可仕存候	へ共、風邪氣味其上荒共いたし	候而者「老年之儀小便繁く取計難	儀ニ候ゆゑ、萩原宇田川信方へ	名代」被相勤呉候様、今朝申遣候	処、可罷出よしにて飛脚之者へ	装束挾箱被差越	十九日夕方、飯塚右門乙立へ罷越	候よしニ而立寄被申候
----------	-----	------------------	----------------	------------	------------------	-----------------	----	---------------	-----------------	----------------	-----------------	------	---------	---------	---------	--------	--------	-------------	--------	-------------	------	-----------------	----------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------	---------	-----------------	------------

〇此度神楽場所川向森原ノ川原にて	仕度旨」先達申越候、是迄小倉	社拝殿」にて神事致候へ共、向名	組と見物」床境論有之、いまた不	相済候由、仍之右之場所ニおゐ	て此度「ハいたし度相断候	但神慮ニ相叶候哉、今度ノ神楽	ニハ」少しも氣絶いたし候も	の無之、至て穩ニ首尾好成	就「仕候よし、小倉社拝殿を」	かりて惣御碕社神事を「いた	し候而者 両社之御神慮」ニ不	被為叶候歟	〇此度社家中宿湯棚ニ致候由、此	方宿ハ別ニ仕度候へ共、惣方差合	有之、尤湯棚ハ家も手広く候間、	老軒ニ相仕舞呉候様、先達而	老岐へ村役人中頭分よりも「挨拶	有之候よし	村方方用意差出候もの	左之通	一米老斗式升	但先年ハ米老斗九升ニ候へと	も、社家」中礼物六百元にて	米老升宛七座」神事打蒔ニ相	付候よしニ候へとも」此跡	より謝礼銀札五匁ニ相極、	米七升出し候事相やめ」候よ	し、仍之此かたへ取候「分老	斗式升斗り差出」し候事	一 神酒 貳升	一 御飯 三膳	一 注連苧縄 拾尋	一 中折紙 五帖	一 蠟燭 但本社通殿拝殿舞生入用	一 御座 壹枚	一 白木綿 貳尋
------------------	----------------	-----------------	-----------------	----------------	--------------	----------------	---------------	--------------	----------------	---------------	----------------	-------	-----------------	-----------------	-----------------	---------------	-----------------	-------	------------	-----	--------	---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	---------------	---------------	-------------	---------	---------	-----------	----------	------------------	---------	----------

一 社家中并家来迄之謝礼祝儀	一 錢三貫三百文	一 飾り料先例之通	一 神能道具	一 借候分損料 三貫文	一 悉皆松寄下嘉助方借	一 外三番更道具	一 所原方かり	一 式匁謝礼	一 諸人夫	一 大工老入役	一 岩戸の道具拵之	〇幣頭	謝礼拾匁	〇社家	謝礼銀札五匁宛	〇神子 貳人	同 錢四百文	〇「三番子	同 貳百文宛	〇前日方神楽ノ用意手配	手伝社家 貳人	謝礼貳百文宛	但一日ニ付	〇社家中家来祝儀	貳分之ふん	七拾五文宛	遠方之分は	九十文宛よし	【貼紙】	一 人数 舞方	一 式部村 春日上総	一 古志村 飯塚主計	一 同村 春日貞見	一 神立村 錦田常陸	一 北嶋村 飯塚右門	一 富村 花田豊後
----------------	----------	-----------	--------	-------------	-------------	----------	---------	--------	-------	---------	-----------	-----	------	-----	---------	--------	--------	-------	--------	-------------	---------	--------	-------	----------	-------	-------	-------	--------	------	---------	------------	------------	-----------	------------	------------	-----------

上庄原村 吉岡能登
 羽根村 和田守加賀
 神庭村 錦織土佐
 古志村 春日壹岐
 乙立村 富之助母位智
 古志村 老岐女房神子
 同村 三 春日恒之進
 千

此方ニ而調もの左之通
 一紺布 一白布
 一扇子 四本 一小鏡 壹面
 一縣鯛 貳 一板昆布
 一鯛 一のし
 一縣寧 一十器 十式
 一五色紙 一火打角
 一紙 箱折巻帖 ほか付木共
 一紙 一縣錢
 一餅御供
 但 鏡餅 二重
 手草餅 貳把
 此分小猪古餅六つ詰式把也

右手草餅老つ・御飯少し・神酒、「
 此三品を手草之節、村役人中「四人
 ハ先江御本社ノ前塚^ニ」頂戴有之、
 それが今岡・曾田「兩人ハ拝殿舞座
 ニて頂戴、」それより今岡・曾田兩
 人ハ「手草之時、幣を持也

【貼紙】
 此度乙立へ前之調もの遺候由左之通
 一紺布 貳 一白布 貳 一扇子 四本
 一小鏡 壹面 一縣鯛 貳尾 一板昆布 十枚
 一鯛 三 一縣寧 貳筋 一十器 壹拾一
 一杓原紙 十枚 一中折紙 五帖
 此方村方五帖出候
 一縣錢 一火打かこ「青紙十枚

一餅御供白米七升
 但 小ノ鏡餅二重
 手章餅 式把
 猪口餅へハ詠わ遣
 見合入用
 一古正定
 ○白檀紙 枚
 ○嘉一右衛門 江
 惡魔きりの散米之の
 節、御神酒頂戴為
 致候事、尤是迄例
 も無之候へ共、一隨
 而相願候ニ付、如此
 廿一日 甲戌
 午刻後少し曇る、雨霰少し降、
 西風 寒し
 風とく足早し舟乗よし
 ○宇田川信、五つ過被罷越
 ○乙立より迎ひ人夫四人、午刻前罷越
 ○昼飯相濟 出立
 一長刀 知井宮卯三郎
 一駕籠 乙立人夫四人
 一沓持 加義 栄市
 一立傘 社人 豊助
 一兩附挟箱 下春日政助
 一高挑灯并懸竹 下男 庄太良
 一其外持參致候もの
 一上下拾人
 曇天ニ而 出懸候節、少し雨降候へ
 共、道中一障ニ不相成、雨具なし
 ニてみなノ罷越、廿二日罷帰
 候節も雨降不申候事
 ○持參候もの、左之通
 一社人白張并烏帽子・袴共
 一祝文 一祝文箱 一奉幣 串
 一八足 一鈴 一打鳴
 一毛氈 一沓 一餅もの
 先日遣候残ノ分

一餅御供　一桐紋大挑灯式一懸竹式
一箱挑灯

一自分罷越候へハ装束類失念一無之様、持參可申事
一此度ハ天氣もよろしく無人ニ付而、「合羽籠相やめ申候
一若党も此度は名代之事故、一儉約

一宇田川信装束類、先日此方一より人遣し候節、持參有之一候故、此かたより手合ハ不仕候事
一いつも家来ニ召つれ呉候様、相願候者数多ニ候処、此度ハ「麦蒔最中ニ付、闇敷故敷、」是迄方もすくなく候事
一社人江宿にて持參道具類紛失一不致様、且又家来共大酒いたし」
一増次を亂し候而は見苦布候間、喧嘩等不致様、能々申論候様、申付候事
一貞見・主計・老岐女房など、一
一乙立へ参り懸　立寄
一乙立ハ参候人夫、弁当持參
一乙立方老岐、左之品取ニ差越
大几帳　老
白檀紙　老
杉原紙　拾枚　不用
戻ル
銀紙　老
花毛氈　老
此分所持不致様ニ付、
白檀紙式枚遣し候

廿二日　女猪
朝少し雨降候へ共四つ時方相止　西風

○乙立より午刻帰宅
北嶋右門「緒之よし立寄被申候、」
宇田川信登飯相済帰宅、」同人へ乙立之謝礼其俣一にて相渡ス

廿三日　曇天
○午刻少し後、貞見・神庭村土佐、」

帰り懸立寄、咄申候
 ○荻原宇田川へ挾箱下男を以て返す
 ○昨日は乙立^ニ而御普請方より山王社
 「おめで少し祈念致呉候様、相
 願」候由にて壹岐・貞見・土佐な
 と逗留候よし、山王社下ノ方江」
 新田出来候ニ付、堤掬候旨
 廿四日夕方、壹岐乙立より罷帰、「
 飾り物料出錢、間^ニ不合候ニ付、」廿
 六日乙立より持参いたし候旨、述之
 十月廿七日
 一錢四貫三百八拾文 乙立方持参受取
 内三貫三百文 棚飾り料
 壹貫八拾文 御供米壹斗貳升
 〆四貫三百八拾文
 覚
 金貳分貳朱
 ○五——
 右之通り御受取可被下候様、
 奉頼上候、以上
 亥十月廿七日
 須久茂塚^(春日家)
 御納所様
 岩井屋^(今岡家)
 長兵衛

【年代】 文久二年（一八六二）
 【名称】 「開願神社祝詞」
 【様式】 継紙、縦二九・二 cm×横
 一〇二・三 cm
 【番号】 比布智（一四三四）
 【備考】 貼紙【諸】の下には「開」とある。